■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙　　：７件
○対象とならなかった市長への手紙：１５件（匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの。）

■対象となった市長への手紙の回答（受付年月　令和７年４月分）
※対象となった市長への手紙のうち、１件は個人情報に関する内容となっており、下記に掲載しておりませんので御了承下さい。

対応状況凡例：○＝手紙の内容に応じて対応済
△＝手紙の内容を検討中
×＝手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	別居親の学校行事の参加について	市外からの投稿で大変恐縮です。 3/24 に札幌市議会において、富山県氷見市が学校園の行事で別居親を差別しない（同居親の判断を仰ぐなどを行わない）運用に切り替えられた先進的な町であることを紹介されていましたため、姉妹都市である貴市におかれましても、離婚後も子どもが自己肯定感をもって育てられる環境づくりのためにも早急に導入頂きたいと思い、投稿させていただきました。 （札幌市議会　録画） https://sapporo-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=play_vod&inquiry_id=6107 文字起こしではないですが、ポイントは以下の通りです。 ・学校教育法 16 条より、学校における保護者とは一般的に「親権者」である。 ・令和 7 年 1 月 22 日最高裁棄却により高裁判決で最終確定した、令和 5 年(ネ)第 3026 号　損害賠償請求控訴事件親権により「親権＝職分」であることが定義された。 ・実の親子が養育監護を行う、または受けることが、自由権の一つである人格権として、憲法１３条によって保障されます。 ・非親権者も養育監護権が保障されています。 ・実の親子の自由な養育監護に対して、原則は家族の裁量とし、必要時に国家が後見的に介入し	このたびは、「市長への手紙」にお問い合わせいただき、誠にありがとうございます。 「別居親の学校行事の参加」について、回答させていただきます。 現在、島田市では、学校行事における別居親の関与について、個々の家庭の事情により対応をしています。 ところで昨年度、親権、親子交流等に関して民法等改正法が成立し、令和８年５月までに施行されることになりました。 そして、この改正法の施行までに、改正法を踏まえた対応について国からガイドラインが示される等の予定があります。 そこで、島田市としては、国や県から示される各種通知やガイドライン等を参考にし、改正法の趣旨に従って子どもの利益を確保するために適切に対応をしたいと考えています。 このたびは貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。	○	学校教育課 (36-7955)

			たり、夫婦間の調整するようにと定められました。 ・非親権者も教育権が認められました。 ・学校園での別居親への差別的対応が国家賠償請求として埼玉県で3件提訴されました。 ・教職員は地方公務員法 13 条に抵触する行為によって懲役1年のリスクを抱えており、このような対応は教育長や学校長の優越権の濫用のリスクがある。 以上より、離婚後家庭に対するこども政策のうち、姉妹都市であられる富山県氷見市の事例をぜひ貴市でも導入頂きたく、ご回答をお待ちしております。			
2	手紙	庁舎駐車場の案内表示に関する御提案について	通りに番号があるとたすかります。 駐車場が混んでいる時、自分の車がわからなく、この間は探しました。	日頃より、庁舎駐車場を御利用いただきありがとうございます。 今回、庁舎駐車場の案内表示に関する御提案について、「市長への手紙」をお寄せいただき誠にありがとうございます。 この新しい庁舎駐車場は、3月21日に完成し運用を開始したばかりです。 庁舎駐車場の区画配置は、東側のゆずりあい区画、西側と北側の外周に加えて、中心部に4つの通りがある配置となっています。 新しい庁舎駐車場は、比較的見通しが良く駐車区画の南側と北側に通路を設けており、全体が見渡せるつくりとなっています。また、駐車場内には、照明や車止めなどの構造物を設置しないことで、多目的に利用できるつくりとなっています。 御提案の、駐車区画の通り表示する案内看板や標識を設置した場合、それらを表示する柱や基礎が必要となり、車両との接触事故が懸念されます。 今後とも、庁舎駐車場の安全管理に留意し、来庁する皆様にとって使いやすい駐車場管理に努めてまいります。 この度は、貴重な御意見を頂き、ありがとうございました。	×	資産活用課 (36-7169)

3	メール	放課後児童クラブの利用料金について	私は小学校低学年の子どもを 3 人育てています。夫婦ともフルタイムで仕事をしており、祖父母も仕事をしているため児童クラブに 3 人預けています。 ただ、どうしても利用料金に納得がいかず、近隣の市と比べても金額が高かったり、兄弟割引も少なく保護者への負担が大きく感じます。 （焼津市は 2 人目以降、元は半額でしたが 4 月からは無償化・静岡市は 2 人目と 3 人目以降と割引が大きいです。） 保育園は保育料が無償化で副食費のみの支払いでしたので余計に高く感じます。 また、保育園や小学校の先生の人数に比べて児童クラブの先生は無駄に人数が多すぎると思います。人件費を削減すれば保護者の負担も減るのではないのでしょうか。 低学年の子を保護者がいない家に置いておくわけにもいかず、だからと仕事を時短にすると収入が減り生活も厳しくなります。 ぜひ一度実態を把握していただき、利用保護者の意見に耳を傾けていただき近隣の市の情報なども参考にご検討していただきたいです。	市長への手紙をいただき、ありがとうございます。 お問い合わせいただきました放課後児童クラブの利用料金について、回答いたします。 放課後児童クラブは、国、県、市からの財源と利用者から利用料金により運営を行っています。利用児童の人数、支援員の人数、利用時間、利用料金などは各市町によって異なりますが、近隣市町とお互いに情報交換をするなどして、当市の放課後児童クラブ運営の参考にしています。 市の子育て支援施策は、放課後児童クラブの他に、保育園の運営、児童手当の支給、こども医療費の無償化などがあり、限られた財源の中で市内の０歳から18歳までの子どもたちと保護者の皆様にこれらのサービスを提供する必要があります。このため、放課後児童クラブについても、〇〇様をはじめ保護者の皆様からのご意見を参考にするとともに、子育て支援施策全体を考慮しながら、利用料金の設定をしてまいります。 また、支援員の人数については、当市の放課後児童クラブでは国の配置基準などを踏まえて、常時２人以上配置することを基本とし、利用児童数に対して必要な人数を、時にはクラブ間で融通するなどしながら、過不足のないように配置し、安全に安心して児童を見守る体制としています。 引き続き、利用しやすい放課後児童クラブの運営を行ってまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。	〇	子育て応援課 （36-7194）

4	メール	蓬莱橋の管理やスタッフ対応に関して	島田市民です。 ４月９日１５時頃蓬莱橋を利用しました。この日はとても風が強く、チケットを購入してる際に、橋の手前で待っている子供 2 人が、有料の看板に触れたところ、ロープが緩んでおり、下にずれました。ただ、ロープで固定してあるだけなので、直せば治るものの、めちゃくちゃ受け付けの男性に子供が怒られました。【おい！僕、イタズラすんなよ！】だそうです。チケットを買う時から感じ悪い人だなと思いましたが、島田市の観光名所でもある受け付けが、目も合わさず、いくらか聞き取れない声だったので，2回聞きましたところ、2回目も目も合わさず、なんと言ったかもわかりませんでした。なので、料金表を見返して、120円ですか?と伝えると返事もありません。 観光地での対応に市民としてがっかりし、また子育てをしているものとして、子育て支援の仕事もしている身でもあるので、残念に思いました。管理が市役所ではないかもしれません。 もしかしたら，地元の企業が管理していたら申し訳ありません。 一応ギネスにも載る観光名所なので、スタッフへの指導も必要かなと感じました。今後、より良い島田市になることを願っています。私は転勤族なので長くは島田市にいないかもしれません。 他県の方が、ここを訪れた時に残念な気持ちにならないといいなと連絡しました。	この度は市長への手紙をいただき、誠にありがとうございます。 〇〇様からのメールについて回答させていただきます。この度、蓬莱橋の橋番（はしばん）スタッフの対応により、〇〇様に御不快な思いをさせてしまいましたこと、心よりお詫び申し上げます。 蓬莱橋は、近年では「世界一長い木造歩道橋」として有名になりましたが、本来、牧の原台地に農地を持つ農家の方々が大井川を渡るために架けた橋であることから、橋を所有する「蓬莱橋土地改良区」という農家を中心として構成する団体が維持管理を行っております。 そのため、橋を渡る皆さまから通行料をいただき、橋の維持管理費に充てさせていただくという、全国でも珍しい「賃取り橋」でもあります。 いただきました御意見を蓬莱橋土地改良区に申し伝え、島田市の観光資源のひとつとして、より一層丁寧な接客に心掛けるようお願いしました。 〇〇様は転勤が多いとのことですが、島田市を離れることがあっても「島田市は良いところだったよ」と言っていただけるようなまちづくりに、引き続き、努めてまいります。 この度は貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。	○	農林整備課 (36-7170)
5	メール	広報しまだの紙面での廃止について	広報しまだの印刷物が毎月、送られて来ますが、配る手間も掛かりますし、作成の費用もかなり高額です line で拝見出来、印刷物の必要性が無いので廃止すべきです お年寄りに関しても　今時は全員、スマホのハズですから、line の登録の仕方を民生委員とか自治会とか、その他の人達で指導すれば解決するハズです。	このたびは、市長への手紙をいただき、ありがとうございます。 お問い合わせをいただきました「広報しまだの紙面での廃止」について、回答させていただきます。 広報しまだは、市政や市民生活に関する情報を市民の皆様に広く知っていただくとともに、地域の課題や魅力を再認識してもらうことで、市民の皆様の地域への愛着や誇りが醸成されることを目的に発行しております。 現在は、より多くの方に読んでいただけるよう、紙媒体を主としながら市のウェブサイトやカタログポケットなど、デジタル媒体でも見られるようにしております。 しかし、現状ではデジタル媒体で読んでいる方は	×	広報プロモーション課 (36-7118)

				多くなく、市民の皆様に広くお届けするという観点からは、紙媒体での発行が今はまだ必要だと考えております。 今後も時代に即し、「市民の皆様に読んでいただくために効果的な媒体は何か」を都度熟慮しながら、広報活動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。 このたびは貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。		
6	メール	生活保護受給者への要望について	生活保護費を頂いて居る人達は皆んなからの税金を頂いて居る自覚を持たせ、その人達が可能なボランティア、例えば　歩道や公園のゴミ拾いや草取りなど、皆んなに対するボランティアをして頂くべきです	このたびは、市長へのメールをいただき、ありがとうございます。 お問い合わせをいただきました「生活保護受給者への要望」について、回答させていただきます。 生活保護制度は、生活に困窮されている方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長させることを目的としています。 市では、様々な状況の生活保護受給者に対して、必要最低限の生活費や医療費などを支給するとともに、生活保護から脱却し自立していただくため、それぞれの健康状態や心身の障害等の状況に応じ、健康の保持や増進、就労に向けた支援を行っています。 特に、就労により収入を得て、自立した生活を目指すことが重要であると考えており、就労が可能な方に対しては、就労に関する情報提供や助言を行うなど、就労につながる支援を積極的に行っています。 御要望の「ボランティア活動」については、経済的な自立を助長させるものではないこと、また、個々の意志に基づくものであることから、市が生活保護受給を理由として受給者へ「ボランティア活動」を求めることは適切でないと考えます。 今後におきましても、生活保護受給者がそれぞれの状況に応じて、生活を再建し、自立した生活ができるよう支援に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	×	地域福祉課 (36-7407)